

健 危 第 49 号
令和2年4月17日

各病院管理者 様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）

日頃から本県の健康医療行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和2年3月30日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から事務連絡があり、外来・入院を問わず、帰国者・接触者外来と同様に、医療従事者の十分な感染対策を行うなど適切な感染症対策が講じられている医療機関から、標記検査に係る契約の申し出があった場合には、速やかに適切な感染対策がとられている旨を確認の上、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」として、保険適用に伴う手続きを行うよう依頼がありました。

そこで、県といたしましても、検査体制の確保に加え、院内感染防止の観点からも新型コロナウイルス感染症を疑う患者が出た場合に速やかに検査結果を把握するため、保険適用によるPCR検査を行うことができる体制を整えることといたしました。

つきましては、上記条件を備え、本県との契約を希望される医療機関におかれましては、申出書及び契約書に必要事項を記入の上、記名押印して、担当あてにご提出くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【提出資料】

- ・新型コロナウイルス感染症に関する行政検査に係る契約について
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する事務契約書

※記名押印したうえで提出してください

【提出先】

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県健康危機管理課 感染症対策グループ

【提出期限】

令和2年4月30日

【添付資料等】

- (1) 「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」
(令和2年3月4日健感発 0304 第5号 厚生労働省健康局結核感染症課長)
- (2) 「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う新型コロナウイルス感染症
に対応した医療体制について（依頼）」(令和2年3月4日 厚生労働省新型コ
ロナウイルス感染症対策推進本部)
- (3) 「地域において必要な患者に PCR 検査を適切に実施するための体制整備につ
いて」(令和2年3月4日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)
- (4) 新型コロナウイルス PCR 検査の保険適用についての Q&A(令和2年3月28日
(更新))
- (5) 新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について (令和2年3月30日
新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡)

問合せ先

感染症対策グループ 新・小野

電 話 045-210-4791 (直通)

ファクシミリ 045-633-3770

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査に係る契約について

神奈川県知事 殿

令和 年 月 日

所在地

医療機関名

管理者名

印

当院は、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい）、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策を講じていますので、別添「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する事務契約書」のとおり、県との契約を希望します。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条
に基づく調査に関する事務契約書

「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置に関する事務について、神奈川県知事（以下「甲」という）と〇〇病院 病院長（以下「乙」という）との間に次の通り契約を締結する。

第一条 甲は、乙が PCR 検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る）を行った場合に、受診者の PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額の補助を行うものとする。

第二条 甲、乙の金銭の授受は、社会保険診療報酬支払基金又は神奈川県国民健康保険団体連合会を介して行うこととする。

第三条 甲は、乙からの請求内容について疑義がある場合には、乙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

第四条 乙は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額（他の公費負担医療との適用順については、感染症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする。なお、同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する。）を受診者に支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。

第五条 本契約は、4 月 1 日以降に実施した診療分から適用する。

この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々 1 通を所持するものとする。

令和2年 月 日

甲 横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 ○○市○○町○-○

○○病院長 ○ ○ ○ ○